

静岡県がんセンター局管理規程第8号

静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成29年3月24日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

がんセンター局長 石野 眞澄

静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

静岡立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(退職手当) 第14条 (略) 2・3 (略) 4 がんセンター事業職員の給与条例第20条 第12項の金額を支給するものとして同項に規定する管理者が指定するものは、次に掲げる者とする。 (1)～(5) (6) <u>広域求職活動費</u> の額に相当する金額の支給を受けることのできる者は、公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者	(退職手当) 第14条 (略) 2・3 (略) 4 がんセンター事業職員の給与条例第20条 第13項の金額を支給するものとして同項に規定する管理者が指定するものは、次に掲げる者とする。 (1)～(5) (6) <u>求職活動支援費</u> の額に相当する金額の支給を受けることのできる者は、公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程の規定は、平成29年1月1日から適用する。